

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別解消法

が施行されます

障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されます。学校教育にも大きく関わる法律です。そのポイントについてお知らせします。

ポイント

障がい者を理由とする差別を解消するために

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」
が禁止されます

●「不当な差別的取扱い」とは

障がい者を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

【不当な差別的取扱いの例】

- ▶障がいのみを理由として、学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりに正当な理由のない条件を付すこと。
- ▶試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。 など

●「合理的配慮の不提供」とは

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。

合理的配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、「不当な差別的取扱い」と同様に差別に当たります。

【合理的配慮の例】

- ▶管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ▶学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ▶比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- ▶発達障がい等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。 など

学校教育の分野では

合理的配慮については、すでに中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」により取組みが進められてきましたが、この法律により、合理的配慮の提供が法的義務となります。

さらに、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が策定されました。同法に対応する際に参考になるものです。対応指針では、初等中等教育のポイントとして次のように示されています。

●合理的配慮

提供にあたっては、本人・保護者との対話による合意形成を図ること、個別の教育支援計画へ明記すること、内容を柔軟に見直すこと等が求められています。

【対話による合意形成】

- ▶合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること。
- ▶本人・保護者から個別の変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合において、均衡を失った又は過度の負担を課すものであると判断した場合には、分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。
- ▶対話においては、現在必要としている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

●相談体制の整備

校長がリーダーシップを発揮して校内体制を整備し、組織的に対応することが重要です。

●研修・啓発

学校教育が担う重要な役割を認識し、教職員一人一人が法の趣旨を理解し、障がいに関する理解を深めることが重要です。



〈参考〉

- ▶障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）
- ▶障害者差別解消法リーフレット（内閣府 H27）
- ▶文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省 H27）
- ▶共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（文部科学省 H24）
- ▶インクルーシブ教育システム構築支援データベース（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 Webページ）